

令和8年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和8年6月

目 次

議案第 1 3 0 号	請負契約の締結について…………… 1 (こども未来部保育課・建設部道路建設課)
議案第 1 3 1 号	委託契約の締結について…………… 3 (消防局警防課)

議案第130号

請負契約の締結について

(こども未来部保育課・建設部道路建設課)

1 提案の理由

令和8年度公立保育所等施設整備事業ほか(仮称)認定こども園はら造成工事及び寺家原線歩道整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町原

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 造成工事

造成面積 5,300平方メートル

(ア) 造成工

掘削工 7,100立方メートル

(イ) 法面工

a 吹付砕工 1,168平方メートル

b 植生基材吹付工 644平方メートル

(ウ) ブロック積工

コンクリートブロック工 189平方メートル

(エ) 排水構造物工

a 側溝工 257メートル

b 集水柵工 5箇所

イ 歩道整備

延長 125メートル

歩道幅員 2.5メートル

(フ) 道路土工

掘削工 880立方メートル

(イ) ブロック積工

コンクリートブロック工 312平方メートル

(ウ) 排水構造物工

a 側溝工 126メートル

b 管渠^{きよ}工 9メートル

c 集水柵工 6箇所

(エ) 舗装工

アスファルト舗装工 1,232平方メートル

(3) 契約金額

1億6,209万9,300円

(4) 契約の相手方

東広島市西条町御菌宇378番地3

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和9年7月30日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第131号

委託契約の締結について

(消防局警防課)

1 提案の理由

高機能消防指令センター中間更新業務の委託契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 履行の場所

東広島市消防局ほか

(2) 業務の内容

指令装置、指揮台、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、気象情報収集装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置、音声合成装置、出動車両運用管理装置、システム監視装置、電源設備、統合型位置情報通知装置その他の設備の製造及び据付け、情報システムの構築並びにこれらに付随する業務

(3) 契約金額

2億900万円

(4) 契約の相手方

広島市西区南観音5丁目11番12号

株式会社ゼネラル

中四国情報通信ネットワーク営業部

部長 中村 祐一郎

(5) 履行期間

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和10年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

